

国労本部電送 No.93	発信日	発信部	責任者	受領者
	2021年11月29日	業務部		

<2021年度 年末手当>

ソフトバンクが回答

2.5ヵ月分（前年比 同月数） 嘱託社員は1.0ヵ月分

支払日 12月15日（金）

ソフトバンク株式会社は11月25日、「2021年度年末手当の支払いに関する申し入れ(闘申5号)」に対し、回答を行った。

国労は「持ち帰り検討する」こととした。詳細は添付「回答」を参照のこと。

<冬季賞与・夏季賞与の考え方>

ソフトバンクグループの業績目標は年度単位で設定している。ソフトバンクにおいて毎期の業績を勘案して決定している賞与原資についても、年度単位の業績に対して決定する方針をより明確にするため、冬季賞与・夏季賞与の考え方は以下のとおりとする。

- ・冬季賞与は、原則2.5ヶ月とする。（著しい業績悪化などがあつた場合を除く）
- ・夏季賞与は、年度の業績目標達成状況に応じて、2.5ヶ月からの積み増しを検討する（業績によっては2.5ヶ月を下回る場合もある）。積み増し分は、特別加算賞与と位置づけ、各人ごとの貢献度に応じたメリハリのある配分を行うことを原則とする。

【冬季】	【夏季】	(年間)
原則2.5ヶ月	2.5ヶ月± α 年度業績により検討	(5.0ヶ月± α)
		※月数はいずれもB評価時

以 上